

道徳科教科書にみるジェンダー・メッセージ

——教材「ブラッドレーのせいきゅう書」に着目して——

木村和美

(受付 2019年10月31日)

1. はじめに

学校教育における道徳の「教科化」の動きは、2007年の教育再生会議第二次報告「社会総がかりで教育再生を」において「全ての子供たちに高い規範意識を身に付けさせる【徳育を教科化し、現在の「道徳の時間」よりも指導内容、教材を充実させる】」という提言がなされたことが大きな契機となっている。この時は「教科化」までは至らなかったが、2008年の中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について（答申）」において「道徳教育の充実・改善が必要である」と示され、学習指導要領改訂に影響を与えている。そして2013年の教育再生実行会議第一次提言「いじめ問題への対応について」では、「心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う」ことを提案している。その後、2014年の中央教育審議会「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」の基本方針を踏まえ、2015年に学習指導要領の一部改正が行われ、小学校、中学校の「道徳の時間」は「特別の教科 道徳」（以下、道徳科）となった。2017年には、小学校、中学校の学習指導要領が改訂されたが、道徳教育及び道徳科に関しては、2015年の一部改正とほぼ同じ内容になっている。

小学校における道徳教育の目標は、「教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」と記されている（p. 17）。また、学校教育における道徳教育の要となる道徳科では、「第1章総則の第1の2の（2）に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」（p. 165）ことを目標としている。

道徳教育において育成したい資質・能力は、「自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性」であるといえる。学習指導要領解説道徳科編（2017, p. 20）によると、「道徳性」とは「人間としての本来的な在り方やよりよい生き方を目指して行われる

道徳的行為を可能にする人格的特性であり、人格の基盤をなすものである」と述べられている。そして、「道徳性」を養うためには「道徳的諸価値についての理解」をもとに「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」を育てる必要がある。学習指導要領では、理解すべき道徳的諸価値として小学校低学年は19項目、中学年は20項目、高学年と中学校では22項目が示され、「A 主として自分自身に関すること」、「B 主として人との関わりに関すること」、「C 主として集団や社会との関わりに関すること」、「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」の四点に整理されている。また、「道徳的判断力」は「それぞれの場面において善悪を判断する能力である。つまり、人間として生きるために道徳的価値が大切なことを理解し、様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるかを判断する力」であり、「道徳的心情」は「道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情のことである。人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情である」と述べられている。そして、「道徳の実践意欲と態度」は「道徳的判断力や道徳的心情によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性を意味する。道徳の実践意欲は、道徳的判断力や道徳的心情を基盤とし道徳的価値を実現しようとする意志の働きであり、道徳的態度は、それらに裏付けられた具体的な道徳的行為への身構えとすることができる」のである。

授業内容としては、読み物教材の登場人物の心情を読み取ることを中心とした授業から「考え、議論する道徳」へと質的な転換が求められており、『『特別の教科 道徳』の指導方法・評価等について（報告）』（道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議 2016）では、質の高い多様な指導方法として、「読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習」、「問題解決的な学習」、「道徳的行為に関する体験的な学習」が挙げられている。

道徳科では、教科書が使用される。新たな教科の教科書検定は、1990年度の生活科（小学校）以来となる。教科用図書検定調査審議会（2015）は、「①学習指導要領において示されている題材・活動等について教科書上対応することを求める規定」、「②学習指導要領における教材の配慮事項を踏まえた規定」、「③道徳科の内容項目との関係の明示を求める規定」といった検定基準を示し、①学習指導要領の内容等に照らして適切か（準拠性）、②取り上げる題材の選択・扱い等が公正か（公正性）、③客観的な学問的成果や適切な資料等に照らして事実関係の記述が正確か（正確性）といった三点から検定を行っている。2016年度には、小学校において2018年度から使用される8社の24点（66冊）が、2017年度には、中学校において2019年度から使用される8社の8点（30冊）全てが合格となった。しかしながら、小学校用教科書の検定では、教科書全体として内容項目とその要素が不十分とされ、細部にわたる修正を行うケースもあった。一方、中学校用教科書では、8社中4社がLGBT等のセクシュアル・マイノリティについて取り上げるといった新たな試みも行われた。

教科書は教科の主たる教材であり、教科書を中心に授業は構成されるため、「隠れたカリ

キュラム」として作用することが明らかになっている。1980年代以降、家庭科の男女共修を求め運動に関連し、ジェンダー⁽¹⁾の視点からの教科書分析が積極的に行われてきた（木村1999, 升野 2008）。新たに作成された道徳科教科書についても、内容の検討が必要であると考える。本稿では、ジェンダーの視点から道徳科教科書の内容を分析し、道徳科教科書に含まれるジェンダー・メッセージを明らかにしていく。

2. 教科書のなかのジェンダー・バイアス

これまでに、ジェンダーの視点から各教科の教科書について分析が行われている。伊藤ら（1991）は、小学校及び中学校の国語科，社会科，家庭科（中学校は技術・家庭科）の教科書と道徳の副読本について分析し、内容や挿絵の女性の描かれ方に問題があり、男女の性別役割を固定化していることを明らかにした。例えば、小学校国語科教科書では、掲載作品のうち女性作者は1割であったこと、物語の主人公は男性が7割強、女性は3割弱であったこと、成人女性の主人公が少なく、女性の職業は限定されていたことなどを挙げている。

21世紀教育問題研究会編（1994）は、小学校の全教科書を詳細に分析した結果、教科書に性差別と性別役割分業意識が強く出ていることを明らかにした。主要人物は圧倒的に男性が多いこと、「男らしさ」・「女らしさ」を強調していることなどを挙げ、女性役割がステレオタイプ化されていることを共通の問題点としている。また、各教科においても、国語科では男性優位の表現が目立つ、社会科では労働者のほとんどが男性である、算数科では取り上げている問題において男性を優位に扱っている、理科では実験・観察などの写真や挿絵が男子は能動的に描かれ、女子は受動的に描かれているなど、多くの問題点を指摘している。

国際婦人年連絡会（1996）は、高等学校で使用している「現代社会」,「倫理」,「国法」,「家庭一般」の四科目の教科書を検証している。結果としては、教科書作成（教科書の著作者や編集者）への女性の参画が極めて少ないこと、固定的なジェンダー・イメージにとらわれた女性の描き方をしていること、積極的に生きる女性や働く女性の登場が少ないことなどが明らかになった。

升野（2008）は、高等学校公民科「政治・経済」の教科書のうち、教科書のシェア上位5社のものを分析している。そして、高等学校公民科「政治・経済」の教科書は、色濃く「ジェンダー・メッセージ」を放っていることを明らかにした。性別を示さない語が男性のみに当てはまる文脈で使われていること、男性のみの問題を全体の問題として扱っていること、性別役割分業を当然視した内容が書かれていることなどを問題点として述べている。

上記で示したものの以外にも、多くの研究が行われている。館（2000, pp. 339-340）は、教科書におけるジェンダー・バイアスを分析している視点を以下の七点にまとめている。

- ①編集者や著者，登場人物の男女数のバランス
 - ②女性劣位の記述
 - ③性別役割分業の意識
 - ④性別特性の強調
 - ⑤挿絵や写真の性別固定化のイメージのチェック
 - ⑥性差別認識を克服する意欲の育成
 - ⑦性差別を乗り越え，性の固定化にとらわれずに生きる男女の姿の提示
- (①～⑤については，その削除や修正を提言)

館(2000)は，これらの視点はジェンダー・フリー教育を推進する際にも有用であるとしている。また，「教科書に掲載する教材そのものにジェンダー・バイアスがあり，さらには指導書等で，そのジェンダー・バイアスに基づいた解釈を教師が媒介する役割を果たしてしまっていることに自覚的になる必要があるだろう」(p. 340)と述べ，教師の役割についても言及している。

3. 道徳科教科書のなかのジェンダー・バイアス

道徳科で教える道徳的諸価値については，学習指導要領「第3章 道徳科」の「第2 内容」(以下，内容項目)にまとめられている。小学校で見ると「ジェンダー」や「家族」に関する項目としては，以下のものが挙げられる。

B 主として人との関わりに関すること

[感謝]

[第1学年及び第2学年] 家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。

[第3学年及び第4学年] 家族など生活を支えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に，尊敬と感謝の気持ちをもって接すること。

[第5学年及び第6学年] 日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し，それに応えること。

C 主として集団や社会との関わりに関すること

[家族愛，家庭生活の充実]

[第1学年及び第2学年] 父母，祖父母を敬愛し，進んで家の手伝いなどをして，家族の役に立つこと。

〔第3学年及び第4学年〕父母，祖父母を敬愛し，家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること。

〔第5学年及び第6学年〕父母，祖父母を敬愛し，家族の幸せを求めて，進んで役に立つことをすること。

D 主として生命や自然，崇高なものとの関わりに関すること

〔生命の尊さ〕

〔第1学年及び第2学年〕生きることのすばらしさを知り，生命を大切にすること。

〔第3学年及び第4学年〕生命の尊さを知り，生命あるものを大切にすること。

〔第5学年及び第6学年〕生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し，生命を尊重すること。

園田（2018）は、「人権教育の充実なくして『道徳性』に実りなし」（p. 41）という立場から，道徳科の授業展開について次の三つの点検の柱を立てている。

- ①子どもの生活背景や事情を尊重した道徳科になっているか。
- ②被差別マイノリティの子どもが輝く道徳科になっているか。
- ③差別の現実によく学ぶ道徳科になっているか。

園田（2018）は、「道徳的諸価値というものが，一人ひとりの生身の人間である子どもの多様な姿を度外視し，子どもを十把ひとからげにマスとしてとらえていること。そして，一定の『あるべき姿』『望ましい生き方』を指し示している」（p. 42）としたうえで，内容項目の「家族愛，家庭生活の充実」に関する学習指導要領解説道徳科編の記述について具体的に検討し，「家族のあり方論，機能論からはじまり，家族への敬愛と感謝の念の表し方にいたるまで，あまりにも個人家庭の敷地内に踏み込んだ解説がつづく。いや，解説の域を超えて，『家族のあり方への国の介入の強化である』という指摘が当たっている」（p. 45）と強く批判している。

しかし，神原（2018）は内容項目の家族に関連する箇所を確認したうえで，「『道徳』の指導要領のなかで，“のぞましい”『家族』や“あるべき”『家族愛』について明確に説明されているわけではない。それゆえに，検定でパスした『道徳』教科書に描かれている“家族像”や“親子像”をとおして，文科省が小学生に期待する『感謝』や『家族愛』や『生命を尊ぶこと』の中身を確認する必要があると考える」（p. 49）と述べ，小学校第1学年から第6学年の道徳科教科書64冊のなかから，「『家族』にかかわりのある，親と子，父と母，きょうだ

い、祖父母と孫などの関係にもとづく会話、行為、思いが描写された章」の数を一覧にしている(表1)。そして、教材の内容を分析した結果、次の三点を指摘している。一つは、小学生が帰宅したときに母親が家にいることを「ふつう」・「のぞましい」としている一方で父親の登場が少ないことから、母子関係の濃密さに比べ父親の影が薄いことである。二つ目は、父親が働き、母親が家事や育児をしているものが圧倒的に多く、かつ、好ましい家族像であるかのように描かれていることである。三つ目は、家族構成が確認できる章が少ないことをふまえたうえで、母子家庭や、両親の離婚、国際結婚、障がい者の家族が描かれていることが少ない、もしくはないということである。

表1 「道徳」教科書に描かれた「家族」にかかわる記述がある章の数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
	全34章	全35章	全35章	全35章	全35章	全35章	全209章
学研	5	11	7	10	11	6	50
学校図書	12	12	11	11	11	11	68
教育出版	5	11	10	9	9	3	47
光村図書	6	13	4	9	9	7	48
光文書院	10	12	14	14	7	12	69
東京書籍	9	9	17	18	7	5	65
日本文教出版	6	11	15	12	7	7	58
廣済堂あかつき	9	11	12	8	11	3	54
合計	62	90	90	91	72	54	459

(神原 2018, p. 50)

藤川(2018)は、内容項目の「感謝」や「家族愛、家庭生活の充実」について、学習指導要領解説道徳科編には「日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること」、「父母、祖父母を敬愛し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること」といった記述があり、「親などの家族は感謝や敬愛の対象としてのみ扱われている。こうした記述には、両親と子どもが幸せに暮らす家族を標準とし、虐待が生じている家庭等、標準に該当しない少数者を排除する考え方がうかがわれる」(p. 1)ことから、子どもたちの多様な家庭的背景を考慮した教科書になっていないことを指摘している。また、2019年度より中学校で使用される道徳科教科書について、次の三つの視点から分析している。

①「友情、信頼」他に関して、性のあり方はどのように扱われていて、LGBT等への配慮は

見られるか。

- ②「家族愛，家庭生活の充実」他に関して，虐待等で苦しむ者への配慮は見られるか。
- ③「我が国の伝統と文化の尊重，国を愛する態度」他に関して，外国にルーツをもつ者への配慮は見られるか。

「家族」・「ジェンダー」に関する結果では，男らしさや女らしさ等のジェンダーに関わる問題を取り上げている教材が見られる一方，「男子」・「女子」といった枠組みを前提にし，ジェンダーに対するステレオタイプを助長しうる教材があることを指摘している。また，「家族愛，家庭生活の充実」について，「教材はすべて，親や祖父母は我が子を大切にしており，子どもが感謝すべき存在として描かれている。愛情があるとは言えない親や歪んだ愛情で子どもを苦しめる親は，一切登場しない」（p. 3）と述べており，「ステレオタイプの考え方を批判し，『それは誰にもあてはまるのか』を問うことが求められる」（p. 5）としている。

以上のように，内容項目や道徳科教科書について，「ジェンダー」や「家族」の視点から，様々な問題が指摘されている。本稿では，一つの教材に焦点を当てることによって，より詳細にジェンダー・メッセージを読み取っていく。

4. 「ブラッドレーのせいきゅう書」の分析

本稿では，ジェンダーの視点から小学校道徳科教科書の「ブラッドレーのせいきゅう書」（以下，本教材）⁽²⁾ について分析を行う。内容項目の「家族愛，家庭生活の充実」の教材として掲載されている本教材は，次のような内容である。

ある日曜日の朝，ブラッドレーがお母さんに1枚の紙切れを渡す。それは，「お使い代 1ドル，おそうじ代 2ドル，お留守番代 2ドル，合計 5ドル」と書かれた請求書だった。昼食のとき，お母さんは5ドルと一緒にブラッドレーに小さな紙切れを渡した。それは，お母さんからの請求書だった。「親切にしてあげた代 0ドル，病気をしたときの看病代 0ドル，洋服や靴代 0ドル，おもちゃ代 0ドル，合計 0ドル」。それを見たブラッドレーの目は，涙でいっぱいになった。

教科書には，ブラッドレーと母親が食卓を囲んでいる挿絵が描かれている。母親の挿絵に注目すると，8社中7社が髪の毛の長い母親を描いていることが分かった。髪の毛の長さは顎から肩など様々ではあるが，いわゆる「女性らしい」髪型が多いと言える。トップスについては明るい色で，エプロンを着用している挿絵が多い。ボトムスについて確認できたのは，全身が

描かれていた 2 社だけであった。母親の表情は、「にっこり笑っただけで、何もいいませんでした」という文章で表現されているため、微笑みを浮かべた、穏やかな表情をしているものが多い (表 2)⁽³⁾。

表 2 「ブラッドレーのせいきゅう書」の母親の挿絵

教科書	学年	母親の挿絵					
		髪型	トップス	ボトムス	エプロン	その他	表情
学研	4 年	長い (顎)	紫色				笑顔
学校図書	3 年	長い (肩)	黄色			カチューシャ	笑顔
教育出版	4 年	長い (シニヨン)	ピンク色	オレンジ色の花柄スカート	白地に赤い水玉		笑顔
光村図書	4 年	長い (顎)	グレー	青色のズボン	緑色	赤色のスリッパ	笑顔
光文書院	4 年	長い (肩, ハーフアップ)	ピンク色		赤色		笑顔
東京書籍	4 年	長い (肩)	赤色		黒色		驚き
日本文教出版	3 年	長い (顎)	ピンク色		黄緑色		笑顔
廣済堂あかつき	3 年	短い	黄緑色			イヤリング	不満

(筆者作成)

本教材に着目したのは、「家族愛, 家族生活の充実」を学ぶ教材として, 8 社すべてが第 3 学年または第 4 学年の教材として掲載していること, そして, 家族愛や母親役割が「分かりやすく」描かれているからである。池田 (2018, p. 16) が「お母さんキツイ。こういう追い込み方っていかがなものか。また, 日曜日に母親が食事を作っているという前提でいいのか, いろんな家庭があるのに」という「ツッコミ」を入れていたり, 神原 (2018, p. 52) が「極めつけは」と述べたうえで本教材を取り上げ, 「母親が家事や育児を無償で行っていることが, “美談”として, “感謝”の対象として描かれている。しかし, ここはむしろ, 家事は家族への愛情表現なのか, 0 円が当然なのかと問われなければならないところである」と指摘している。

また, 2018年にNHKで放送された番組のなかで, 小学4年生の担任教師が「お母さんの子どもに対する気持ち・思い, 無償の愛を考えさせたい」として本教材を用いた授業を行っている。しかし, 授業のなかで, 一人の児童が「母親も家事に対してお金をもらいたいのではないか」という意見を出したところ, 教師は上手く児童の意見をくみ取ることができなかった。番組のゲストであった尾木直樹は「やっぱり今, 多様な家庭がある中で, お母さんが働

いてるところもあったら、彼は優しいからこそ、お金をちゃんとペイしていいんじゃないかなという考えになってね、あれ、全然おかしくはないと僕は思います」, 「やっぱり無償の愛、それは家事労働だって決めつけてるんですが、答えがちょっとね。もっと多様化してて、柔軟になってもいいのかもしれないよ」とコメントしている⁽⁴⁾。

以上の指摘もあわせて、ジェンダーの視点から本教材を分析すると、母親一人が家事労働の担い手となっていること、そして、ブラッドレーに対して0ドルの請求書を渡すことから、母親自身も家事労働が無償であることを了承していることなどが読み取れる。そのため、次に挙げる三つのジェンダー・メッセージが含まれていると考えられる。

- ①家事労働は母親の役割である。
- ②家事労働は無償である。
- ③家事労働は愛情表現である。

①「家事労働は母親の役割である」については、「平成28年社会生活調査結果」(総務省統計局 2017)によると、家事関連時間(「家事」, 「介護・看護」, 「育児」及び「買い物」)の男女差は次のようになっている(表3)。

表3 男女・配偶関係別家事関連時間の推移一週全体

(時間, 分)

	男		女		男女差
平成8年	0.24		3.34		-3.10
平成13年	0.31		3.34		-3.03
平成18年	0.38		3.35		-2.57
平成23年	0.42		3.35		-2.53
平成28年	0.44		3.28		-2.44
	有配偶	0.49	有配偶	4.55	-4.06
	未婚	0.29	未婚	1.01	-0.72

(総務省統計局 2017)

2016(平成28)年は、男性は44分、女性は3時間28分である。過去20年間の推移をみると、1996(平成8)年に比べ、男性は20分の増加、女性は6分の減少となっている。男女の差は縮小しつつあるが、依然として差は大きい。また、配偶関係別にみると、有配偶男性は49分、未婚男性は29分、有配偶女性は4時間55分、未婚女性は1時間1分となっており、有配偶女性の負担が最も大きいことがわかる。いまだ、家事労働は女性(母親、妻)の役割であり、

性別役割分業が行われていると言える。

②「家事労働は無償である」については、2018年の「無償労働の貨幣評価」（内閣府経済社会総合研究所）によると、一人当たりの家事活動の男女別貨幣評価額では、男性50万8千円、女性193万5千円と、男女間で大きな差が見られる。また、無業有配偶女性、いわゆる専業主婦の家事活動に対する貨幣評価額は、約300万円とみなされている（表4）。しかし、実際に賃金が支払われることはない。アンペイド・ワーク⁽⁵⁾の一つである家事労働は、女性の社会進出を阻む要因となる一方、有業有配偶女性に対して「家事も育児も仕事も」という「三足のわらじ」を課すことにもなっている。

表4 家事活動の一人当たり男女別貨幣評価額の推移 OC法

(単位：1,000円)

年	女性				男性			
	有業有配偶	無業有配偶	有配偶以外	有配偶以外	有業有配偶	無業有配偶	有配偶以外	
2001	1,852	2,063	3,059	807	377	357	720	286
2006	1,826	2,089	2,952	825	428	404	787	321
2011	1,893	2,196	2,992	914	471	439	829	360
2016	1,935	2,357	3,045	927	508	499	804	394

(内閣府経済社会総合研究所 2018)

②「家事労働は無償である」で述べたように、家事労働の貨幣評価は可能だが、実際に賃金が支払われることはない。このことが③「家事労働は愛情表現である」につながっている。山田（1996, p. 154）によると、「家事労働は、金銭に換算されず、公の評価を受けないからこそ、日常生活場面での意味づけ、そして、感謝や文句などの周りの人の反応の重要性が増す。それゆえ、家事労働は『意味づけ』がなければ、すぐに最低のレベルまで落ちてしまう」ため、多くの女性は「愛情表現」という「情緒的動機付け」を行うことで、家事労働を最低水準以上のものに押し上げているのである。しかし、家事労働を「愛情表現」としてしまうと、家事や子育てに対して「社会がコストを支払う」という認識を社会として共有することは難しく、「ワンオペ育児」⁽⁶⁾と呼ばれるような母親が孤立し、大きな負担や不安を感じながら子育てをしている状況を放置しかねないと言える。

本教材は、家庭内の偏った性別役割分業、女性のアンペイド・ワーク、そして母親の「ワンオペ育児」に対して「家族愛、家族生活の充実」という道徳的価値のフィルターをかけることによって、むしろ「道徳的に望ましい姿」として子どもたちに提示している。道徳科の授業を通して、ジェンダーの不平等が再生産されてしまうおそれがある。

5. お わ り に

本教材には、「家事労働は母親の役割である」、「家事労働は無償である」、「家事労働は愛情表現である」というジェンダー・メッセージが含まれ、教師がこれらを自覚していなければ、子どもたちに「性別役割分業の固定化」、「アンペイド・ワークの正当化」、「家事労働に対する社会的視座の欠如」を促す可能性がある。

升野（2008, p. 85）は、「ジェンダー・センシティブな教科書の実現のためには、教科書内容を実質的に規定する、『学習指導要領』に男性中心主義の残像がみられないかの検証も必要である」と述べている。内容項目では、「家族への感謝」、「父母、祖父母への敬愛」など、家族は感謝や敬愛の対象としてのみ扱われており、限定的な家族像が示されている。今日、家族のかたちや関係性は多様になってきている。「子どものためにご飯をつくる優しい母親」に感情移入できない子どももいると考えられる。子どもたちの社会的・家庭的背景への配慮が必要になる。

しかし、そうした配慮が必要であるとしながらも、『道徳と特別活動』編集委員会（2004, p. 29）は、掲載された本教材の授業実践に対する「考察」として、「最近のいろいろな授業を見ると、配慮しすぎて、資料で母親のことが書かれているのに、わざわざ保護者や親などに読み替えたり、また、話し合いのところでも、母親や父親という言葉を避けていることがある。行き過ぎた配慮はかえってマイナスになる」として、子どもたちに配慮しながらも母親の愛情をきちんと取り上げることが大切であると述べている。

道徳科では、「物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習」が求められている。「母親の愛情への感謝」と「男女平等」や「社会的・家庭的背景への配慮」を一つの教材のなかで共存させながら授業を行うことは可能なのか、検討する必要がある。その検討を踏まえ、具体的な授業案を提示することを今後の課題としたい。

【注】

- (1) ジェンダー（gender）とは、「女性存在と男性存在の生物学的側面を指すセックス（sex）と区別され、男性と女性の違いの社会的・文化的側面」（木村 1999, p. 1）を意味する概念である。また、伊田（2004, pp. 71-72）は「自分の解放を中心におくもの」、「自分への信頼を回復することをめざしている」と述べており、エンパワメントと深くかかわる概念であるといえる。
- (2) 題を「お母さんのせいきゅう書」とし、主人公の名前が「たかし」や「だいすけ」になっているなど内容を日本の母と子にしている教科書もある。
- (3) 回想のなかで異なる服装を着用している教科書もあったが、今回はブラッドレーが母親に請求書を渡し、母親が受け取るという場面の挿絵についてまとめた。
- (4) 2018年4月23日に放送されたNHKクローズアップ現代+「“道徳”が正式な教科に 密着・先生は？ 子

どもは？」という番組である。尾木直樹のコメントは、番組ホームページ (<https://www.nhk.or.jp/gen-dai/articles/4120/index.html>) から抜粋した。

- (5) アンパイド・ワークとは、「領域的には育児・介護・家事等の家事労働、ボランティア、農作業・自営業等の家族労働に多く見られ、市場経済の外で行われる人間の生命維持・再生産にかかわる自給自足性の強いもの。その多くが女性によって担われていることから男女間のさまざまな不平等を引き起こしている」(日本女性学習財団 1995) ものである。
- (6) 「ワンオペ」とは「ワンオペレーション」の略で、コンビニエンスストアなどの一人勤務のことを指す。そこから、一人で仕事、家事、育児の全てをこなさなければならない状態を「ワンオペ育児」と呼ぶ。

【引用文献】

- 藤川大祐 (2019) 「中学校道徳教科書における少数者の扱いの検討」『授業実践開発研究』第12巻, pp. 1-6
 伊田宏之 (2004) 『はじめて学ぶジェンダー論』大月書店
 池田賢市 (2018) 「道徳の教科化と検定教科書を検討する」『部落解放』第756号, pp. 12-19
 伊東良徳ほか (1991) 『教科書の中の男女差別』明石書店
 神原文子 (2018) 「小学校『道徳』にみる家族とジェンダー」『部落解放』第756号, pp. 48-54
 木村涼子 (1999) 『学校文化とジェンダー』勁草書房
 升野伸子 (2008) 「高等学校公民科『政治・経済』教科書の分析——隠れたカリキュラムとしてのジェンダーメッセージ——」『ジェンダー研究』第11号, pp. 73-89
 松島有紀子 (2004) 「道徳実践例 家庭愛 第3学年 親の深い愛情に気付き、親孝行の大切さを感じ取らせる」『道徳と特別活動』10月号, pp. 26-29
 日本婦人団体連合会編 (1996) 『婦人白書』ほるぷ出版
 21世紀教育問題研究会編 (1994) 『小学校全教科書の分析——自立と共生の教育の視点から』労働教育センター
 園田雅春 (2018) 『道徳科の授業革命——「人権」を基軸に』解放出版社
 館かおる (2000) 「ジェンダー・フリーな教育のカリキュラム」亀田温子・館かおる編著『学校をジェンダー・フリーに』明石書店, pp. 335-352
 山田昌弘 (1996) 『近代家族のゆくえ——家族と愛情のパラドックス』新曜社

(2019年10月31日最終閲覧)

道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議 (2016) 「『特別の教科 道徳』の指導方法・評価等について (報告)」

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/08/15/1375482_2.pdf

公益財団法人 日本女性学習財団 (1995) 「キーワード・用語解説 アンパイド・ワーク」

<https://www.jawe2011.jp/cgi/keyword/keyword.cgi?num=n000032&mode=detail&catlist=1&onlist=1&alphlist=1&shlist=1>

教育再生実行会議 (2013) 「いじめの問題等への対応について (第一次提言)」

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/pdf/dai1_1.pdf

教育再生会議 (2007) 「社会総がかりで教育再生を～公教育再生に向けた更なる一歩と「教育新時代」のための基盤の再構築～——第二次報告——」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku/houkoku/honbun0601.pdf>

教科用図書検定調査審議会 (2015) 「『特別の教科 道徳』の教科書検定について (報告)」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/toshohou/toushin/1360229.htm

文部科学省 (2017) 「小学校学習指導要領」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm

文部科学省 (2017) 「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387014.htm

内閣府経済社会総合研究所 (2018:2019修正) 「無償労働の貨幣評価」

https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sonota/satellite/roudou/contents/kajikatsudou_181213.html

NHK クローズアップ現代+ 「“道徳” が正式な教科に 密着・先生は？ 子どもは？」 (2018年4月23日放送)

<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4120/index.html>

総務省統計局 (2017) 「平成28年社会生活基本調査結果」

<https://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/kekka.html>

中央教育審議会 (2008) 「幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について (答申)」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/information/1290361.htm

中央教育審議会 (2014) 「道徳に係る教育課程の改善等について (答申)」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1352890.htm

Summary

Gender messages in morality textbooks

—Focusing on the teaching material “Bradley’s Bill”—

Kazumi Kimura

In 2015, the Enforcement Regulations of School Education Act was revised, and “moral education” became “special subject morality”. “Special subject morality” uses textbooks. Morality textbooks have been used at elementary schools since 2018 and at junior high schools since 2019. The textbook is the main teaching materials of the subject. Textbooks are known to act as “hidden curriculum”. It is necessary to examine the contents of the newly created morality textbooks. This paper analyzes the contents of morality textbooks from a gender perspective.

This paper analyzed the teaching material “Bradley’s Bill”. “Bradley’s Bill” is a teaching material to learn “family love, fulfilling family life”. The focus on “Bradley’s Bill” is because the family love and the role of the mother are clearly described.

As a result of analysis, “Bradley’s Bill” was a teaching material that included the gender messages “Housework is the role of the mother”, “Housework is free of charge”, “Housework is an expression of love”. If teachers are not aware of these, there is a possibility that “preconceptions about gender roles”, “justification for unpaid work”, and “lack of social perspective on housework” may be promoted.